

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市整備局の発注工事で、平成31年4月1日以降に新規に契約する設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設部(建築局を除く)の発注工事で、平成30年4月1日以降に新規に契約する設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 平成29年4月1日から施行する。 平成30年4月1日から施行する。</p>